

## ◎新潟県告示第300号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成27年3月13日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

### 1 施行者の名称

新潟市

### 2 都市計画事業の種類及び名称

(1) 種類 新潟都市計画下水道事業

(2) 名称 新潟市東部公共下水道

### 3 事業施行期間

昭和52年4月15日から平成31年3月31日まで

### 4 事業地

#### (1) 収用の部分

昭和52年新潟県告示第752号、昭和52年新潟県告示第1818号、昭和53年新潟県告示第1160号、昭和54年新潟県告示第1830号、昭和54年新潟県告示第2194号、昭和56年新潟県告示第2327号、昭和60年新潟県告示第886号、昭和60年新潟県告示第887号、昭和61年新潟県告示第832号、昭和62年新潟県告示第949号、昭和63年新潟県告示第962号、平成2年新潟県告示第2455号、平成2年新潟県告示第2632号、平成3年新潟県告示第893号、平成4年新潟県告示第579号、平成4年新潟県告示第3206号、平成5年新潟県告示第2377号、平成7年新潟県告示第2546号、平成7年新潟県告示第2547号、平成12年新潟県告示第181号、平成12年新潟県告示第412号、平成12年新潟県告示第436号、平成14年新潟県告示第1474号、平成18年新潟県告示第560号、平成20年新潟県告示第611号、平成22年新潟県告示第556号及び平成25年新潟県告示第1154号の事業地のうち、東区古湊町及び松島1丁目地内において事業地を変更し、神明町を削る。

#### (2) 使用の部分

平成22年新潟県告示第556号及び平成25年新潟県告示第1154号の事業地のうち、東区海老ヶ瀬大芻地内において事業地を変更し、栗山から江南3丁目まで、岡山から東中野4丁目まで、大形本町から寺山字前沢まで、松崎2丁目から竹尾3丁目まで、新川町から船江町1丁目まで、下木戸3丁目から下木戸3丁目まで、上王瀬町から上王瀬町まで、松浜町から松浜町まで及び臨港町2丁目から臨港町2丁目まで並びに江南区北山字堀東から亀田中島2丁目まで及び横越字上郷から横越字上郷までの区間を削る。